

令和7年10月31日

関係者各位

青森県立つくしが丘病院  
院長 大山 力

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（単体））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 つ病債第701号
- (2) 工事名 青森県立つくしが丘病院浄化槽搔き機更新工事
- (3) 工事場所 青森市大字三内字沢部 地内
- (4) 工種 管工事
- (5) 工期 令和8年5月18日（月）
- (6) 工事概要 浄化槽搔き機更新工事 一式
- (7) 予定価格 23,144,000円（消費税及び地方消費税含む）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に、本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 参加資格規則第6条第1項の規定により、次の等級に決定されていること。

県内業者

管工事・A級

県外業者

管工事・A級

- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、次のとおりであること。
- 県内業者　　管工事・総合評定値 800点以上
- 県外業者　　管工事・総合評定値 800点以上
- (8) 過去15年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有することであること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- ア 工事種別 管工事
- イ 契約金額 2,000万円以上
- ウ 建物用途 病院
- (9) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できること。
- ア 2級以上相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。
- (14) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年11月7日(金) 16時45分
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 青森県立つくしが丘病院 運営室 庶務・管理課  
住所 青森県青森市大字三内字沢部353番地92  
TEL 017-787-2121

### (4) その他

- ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- イ 資格の審査結果については、申請者に対して別に通知する。
- ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた翌日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条で規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

- オ 申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- カ 申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。
- キ 提出された申請書は、返却しない。

#### 4 設計図書の縦覧

##### (1) 設計図書及び契約書の縦覧

ア 日 時 令和7年10月31日（金）から令和7年12月2日（火）16時45分まで  
(土、日、祝日除く)  
イ 場 所 青森県立つくしが丘病院 運営室 庶務・管理課  
住 所 青森市大字三内字沢部353番地92  
T E L 017-787-2121

##### (2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和7年11月25日（火）12時00分（必着）までに書面により青森県立つくしが丘病院運営室庶務・管理課に提出すること。

#### 5 現場説明 なし

#### 6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月3日（水）10時30分  
(2) 場所 青森県立つくしが丘病院 3階 第一会議室

#### 7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

#### 8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

#### 9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

### (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがある。

## 10 最低制限価格 有

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをしたものと落札者とする。

## 11 入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を順守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・營繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したもの）を提出すること。

## 12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額はこの入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

## 13 その他

### (1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札（開札後、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定監理技術者等」という。）を配置できなくなったときを含む。）、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

### (3) 配置予定監理技術者等の確認

- ア 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。
  - イ 落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
  - ウ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置については、青森県建設工事技術者等設置マニュアル（平成24年3月29日付け青監第924号を順守すること。）
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯  
本工事は、契約書取り交わし時に工事を施工しない日も時間帯も定めない。
- (5) 請負金額が100万円以上の工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

#### 14 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称 青森県立つくしが丘病院 運営室 庶務・管理課
- (2) 場 所 青森県青森市大字三内字沢部353番地92  
T E L 017-787-2121

担 当：つくしが丘病院運営室 油布  
電 話：017-787-2121  
F A X：017-788-5086